

第30回割賦販売小委員会事務局資料 (一部数値等を更新)

割賦販売法の令和2年改正後の主な動向と課題

2022年6月 経済産業省 商務・サービスグループ 商取引監督課

目次

1. 割賦販売法の執行状況・・・P. 2

- 2. クレジットカード事業者を巡る政策動向 ・・・・P.13
- 3. 今後の検討課題···P.23

1. 割賦販売法の執行状況

令和2年改正について

- 近年、情報技術の進展を背景に、クレジットカード会社(包括信用購入あつせん業者)が利用者の支払 実績等の膨大なデータに基づいて、各社の創意工夫により与信審査を行うとともに、少額かつ多頻度の 決済への後払サービス、異業種企業(SNS系企業、ECモール系企業等)の後払サービスへの参入、インターネットやスマートフォン端末による決済が拡大。
- 他方、決済サービスやその提供主体の多様化により、クレジットカード番号等の情報漏えいリスクに対する 懸念も高まっている。
- このような状況を踏まえ、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境として、新たな決済 サービス提供事業者にもクレジットカード番号等の漏えい事故への対応を求める「割賦販売法の一部を改 正する法律」を措置。

改正の概要(令和3年4月1日施行)

1. 「認定包括信用購入あつせん業者」の創設

従来の包括支払可能見込額調査に代わる与信審査手法によることを許容。

2. 「登録少額包括信用購入あつせん業者」の創設

極度額10万円以下の包括信用購入あつせん業を営む事業者の新たな登録制度による規制合理化。

3. クレジットカード番号等の適切管理の義務主体の拡充

新たなクレジットカード決済サービスの提供事業者を適切管理義務の主体に追加。

4. 書面交付の電子化

利用者の事前の承諾を要することなく、電子による利用明細等の提供を行うことを許容等。

5. 業務停止命令の導入

万一、セキュリティ保護のための社内体制整備や措置が不十分な包括信用購入あっせん業者が存在した場合、速やかに業務を 停止させた上で、措置の是正や早急の体制整備(体制整備の後、業務を再開させる)が必要として、業務停止命令を導入。

令和2年改正の運用(認定包括信用購入あっせん、登録少額包括信用購入あっせん)

■ 認定包括信用購入あっせん業者2件、登録少額包括信用購入あっせん業者3件を認定・登録。

【包括信用購入あっせんに関する規制の主体となる事業者の整理】

包括信用購入あっせん業者	認定包括信用購入	登録少額包括信用購入
(認定・少額を除く)	あつせん業者	あっせん業者
包括文払可能見込額(<i>()</i> 調杏・笛定	①「包括支払可能見込額の調査」に 用者支払可能見込額の調査・算定」 ②延滞率の適正管理を行う(延滞率	

【認定・登録の状況】

	事業者名	登録日等	概要
認定	株式会社メルペイ	令和3年 8月27日認定	○過去の取引実績や支払状況のデータから、独自の与信審査モデルを構築し て利用者支払可能見込額の算定を行う。
	株式会社オリエントコー ポレーション	令和5年 6月27日認定	○自社開発した過去の利用実績データ等を活用したスコアリングモデルにより、利用者支払可能見込額の算定を行う。
少額	株式会社ファミマデジタ ルワン	令和3年 7月20日登録	○自社の顧客購買情報などから、信用スコアリングモデルの開発を行い、このスコアに応じて、利用者支払可能見込額の算定を行う。
	ナッジ株式会社	令和3年 8月13日登録	○外部データなどから、独自の算定式を設定し、利用者支払可能見込額の算 定を行う。
	3 P L A T Z 株式会社	令和4年 11月28日登録	○外部のスコアリングモデルに加え、自社独自の審査パラメーターを加味することで、利用者支払可能見込額の算定を行う。

最近の行政処分事案

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者において、加盟店の不適正な勧誘、取引に対する加盟店調査の実施、体制整備がなされておらず、指導・契約解除が適切に行われていなかった事案が発生。これまでに、3社に対して業務改善命令を発動(うち、2社はその後、登録取消)。

くクレジットカード番号等取扱契約締結事業者>

事業者名	年月	処分内容	処分理由
株式会社S.P.A	令和 2 年 12月18日	業務改善命令 (法第 35 条の 17 の 10)	加盟店調査・加盟店指導等の未実施
	令和3年 6月30日	登録取消 (法第 35 条の 17 の11)	上記改善命令違反
株式会社デジカジャパ ン		()十年 々 へ へ)	加盟店調査・苦情対応調査の未実施、これら調査に係 る体制整備不備
	令和5年 5月30日	登録取消 (法第 35 条の 17 の11)	上記改善命令違反
オーバーシーズ株式会 社	令和5年 9月5日	()+佐。- 々 (, , , , ,)	加盟店調査・加盟店指導等の未実施、これら調査に係 る体制整備不備

最近の行政処分事案

- 個別信用購入あっせんにおいても、加盟店に対する消費者からの苦情の判別、苦情対応調査・加盟店指導等を適正に実施していない事案が散見された。
- 決済代行業者(法第35条の16第1項第4号及び第7号に該当)が不正アクセスを受け、データベースからクレジットカード番号が漏えいがした事案が発生。クレジットカード番号等の適切な管理のための措置が適切に実施されていなかったことが確認されたことから、改善命令を発出。

<個別信用購入あっせん>

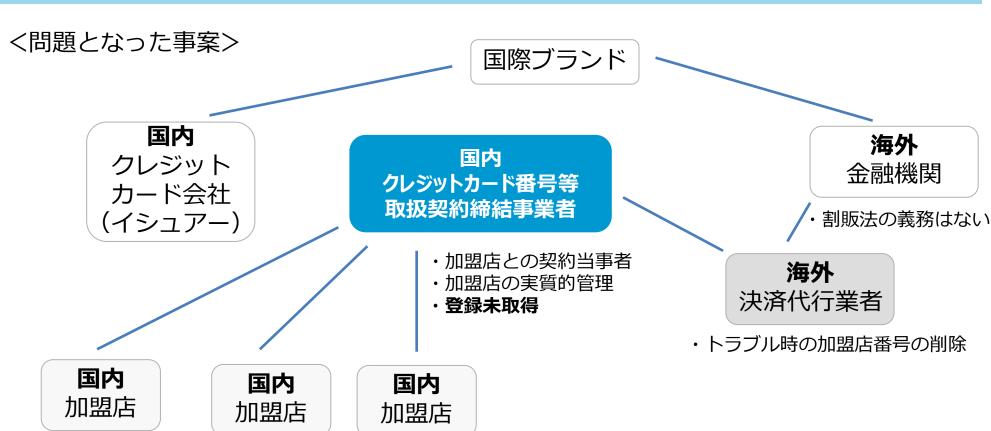
事業者名	年月	処分内容	処分理由
イオンプロダクトファ	令和4年	() 上	購入者情報の安全管理措置の実施不備、与信審査・監
イナンス株式会社	4日15日		査等に係る体制整備不備

<クレジットカード番号等取扱事業者>

事業者名	年月	処分内容	処分理由
株式会社メタップス	令和4年	業務改善命令	クレジットカード番号等の適切な管理措置の不備
ペイメント	6月30日	(法第 35 条の 17)	

(追補) 監督実務上の課題例

- 一方、登録を受けず、加盟店とクレジットカード番号等取扱契約を締結する事業者(無登録業者)も 存在。
- 加盟店と契約を締結し、実質的に加盟店を管理しているにもかかわらず、契約先の海外の決済代行業者との間で割賦販売法に基づく登録取得を取り決めていない事例があった。
- 国内の加盟店も、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録の有無について認識していないまま、契約を締結し、事業を続けていることが考えられる。



(参考) 割賦販売法の概要

- 商品代金やサービス代金の分割払い・延べ払いに関する法律。
 - 割賦販売法では、許可制や登録制による開業規制を規定。
 - 事業者の書面交付義務等の行為規制の他、抗弁の接続等の民事規定あり。

割賦販売法の目的

- 割賦販売等における取引の 公正の確保(取引条件表 示/書面交付等)
- ▶ 購入者等が受けることのある 損害の防止(申し込みの撤回/意思表示の取消等)

♪ クレジットカード番号等の管理 措置(クレジットカード番号の 安全管理措置/不正利用 防止) 割賦販売等に係る取引の健全な発達

消費者保護法

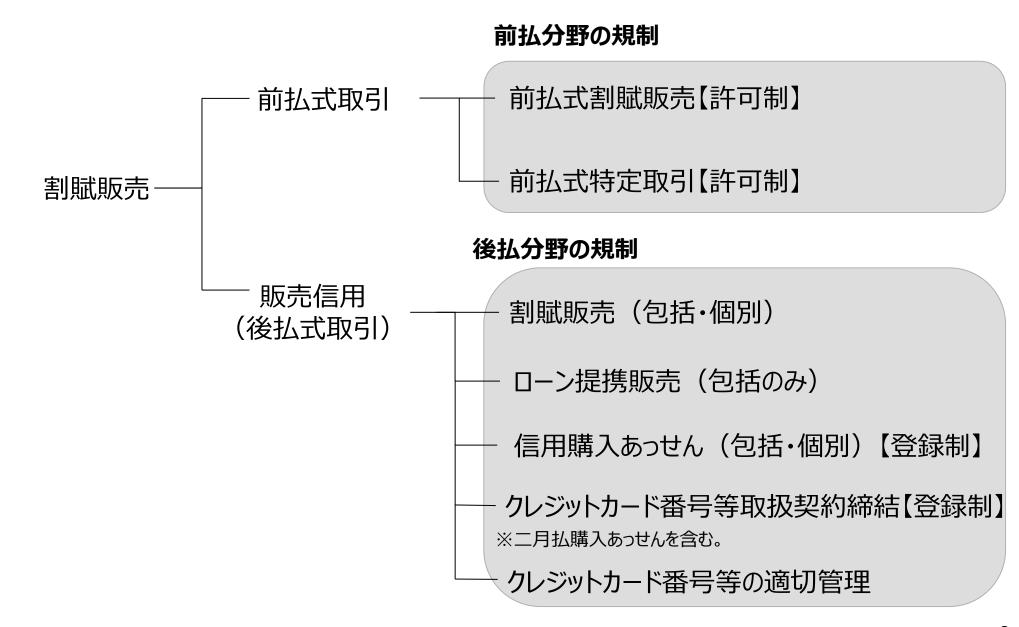
購入者等の利益の保護

秩序法

商品等の流通及び役務の提供の円滑化

国民経済の発展に寄与

(参考) 割賦販売法の体系



(参考) 割賦販売法の改正の変遷

- 割賦販売法は、安全・安心な決済手段を確保するため、過剰与信や加盟店管理などの取引における消費者保護の強化を図ってきた。
- 一方、昨今、クレジットカード番号等や信用情報などの情報管理やセキュリティ対策によるクレジット決済システムの信頼性確保のための対応も比重が増してきているところ。

2008年(平成20年) 改正

- > 悪質加盟店・過剰与信に係る消費者トラブルへの対応
- ▶ クレジットカード情報及び個人信用情報の漏えいへの対応 加盟店の勧誘行為調査義務、過剰与信防止義務、クレジットカード番号等の適切な管理義務の創設等。

2016年(平成28年) 改正

- > 悪質加盟店に係る消費者トラブルへの対応
- ▶ 加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正利用被害への対応
- これらを管理するアクワイアラーの登録制・加盟店調査等の導入
 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査、登録制の創設。加盟店に対するクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用防止対策の義務付け等。

2020年(令和2年)改正

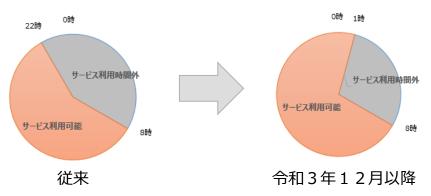
▶ 新しい技術・サービスに対応し、安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境整備
少額の分割後払い規制の導入、審査手法の高度化への対応、決済代行業者やQRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化等。

(参考)CICの運用改善に向けた取組:照会時間の拡大、APIシステムの稼働等

● 割賦販売法上の指定信用情報機関であるCICは、クレジット市場の環境変化に対応すべく、照 会利用時間の延長やAPIシステムの稼働、加盟手続の見直し等運用の改善を実施。

【主な改善項目】

- 1. 照会利用時間の拡大(令和3年12月)
 - ✓ 従来、8時~22時までとしていた照会利用時間を、8時~翌1時までに延長。
 - →EC市場において購買活動が活発な深夜帯の照会に対応。



※日曜日のみシステムメンテナンスのため22時まで

2. APIシステムの稼働(令和3年12月)

- ✓ CICと加盟会員間の信用情報の照会・登録手段として、既存の自社システムに加え、柔軟かつ効率的な接続環境であるAPI システムを導入。
- 3. 加盟手続の見直し(令和2年4月)
 - ✓ 加盟審査期間を約2~3ヶ月程度に短縮。

(参考) 日本後払い決済サービス協会による自主ルール

- 昨今市場が拡大し、いわゆるBNPLと称される後払いサービスについては、後払い決済サービス事業者7社が、「日本後払い決済サービス協会」を令和3年5月に設立。
- ①加盟店契約締結時等における加盟店調査、及び②利用者からの苦情調査等を中心 とした「加盟店審査に係る自主ルール」を策定(令和4年4月1日施行)。

1. 自主ルールの対象となる事業者(第1条第1項及び第2条 第3項)

- ① 当該協会に加入した
- ② 後払い決済サービス事業者
 - ・「後払い決済サービス」…割販法第2条第3項第1号に 規定する「カード等」を利用することなく行われる後払い 決済サービス(ただし、2月以内の与信に限る)

2. 加盟店調査(第3章及び第4章)

- (1) 加盟店契約締結時(第9条~第13条)
- ア. 加盟申込店に関する基本的事項等の調査
- イ. 加盟店契約の締結の禁止(第12条)
 - ・調査等からみて、加盟申込店について審査基準に適合しない又はそのおそれがある場合、加盟店契約の締結を禁止

(2) 加盟店契約締結後(第14条~第21条)

- ア. 定期調査 (第14条~第16条)
 - ・以下の事項について定期的に調査を実施 ①後払い決済サービスが利用された取引の健全性…加盟 店に対する行政処分や、適格消費者団体による差止請求 等の有無の調査
 - ②後払い決済サービスの不正利用の発生状況…他の加盟 店との比較の観点での確認

イ. 随時調査(第17条)

・以下のケースに応じて調査を実施

ケース		調査事項
①加盟店に関する基本的事項等の3 識したとき	変更を認	変更事項及び変更内容
②購入者からの苦情の受付等がある 者の利益の保護に欠ける行為がなる はそのおそれがあると認められる。	された又	当該行為の有無・内容、当該行為を防止するために必要な体制の整備状況等
③第16条に基づく調査等により知からみて、不正利用の発生状況が 店に比して異常値を記録している。 められるとき	也の加盟	不正利用の内容・傾向、不正利用の発生を 減少させる措置を講じるために必要となる 情報に関する事項

- ウ. 改善要請及び解除等(第18条及び第19条)
 - ・調査結果等に応じて改善を要請(第18条)
 - ・要請の結果、①改善されない等の場合には加盟店契約解除の措置を実施し、②正会員間で当該契約解除に関する情報を必要に応じて共有(第19条)

3. 苦情の調査等(第5章及び第6章)

- (1) 苦情受付時の調査(第23条)…苦情が加盟店に起因する場合には、必要に応じて随時調査を実施
- (2)連絡受付体制の整備(第24条)…消費者トラブル対応等 に関する後払い決済サービス事業者自身の体制整備を規定

2. クレジットカード事業者を巡る政策動向

クレジット業者を規律する関係法令

割賦販売法

○事業の登録 ○過剰与信防止 ○個人情報の取扱/苦情の適切・迅速な処理 ○クレジットカード番号等の適切な管理 等

サイバーセキュリティ基本法

令和3年9月 サイバーセキュリティ戦略改定

令和4年6月 重要インフラのサイバーセキュリティ に係る行動計画策定

- ・重要インフラ事業者はサイバーセ キュリティの確保に努め政府の取組 に協力
- ・経済安保やDXの動きに連動

犯罪収益移転防止法

令和3年11月 クレジット分野におけるマネロンガ イドライン改定

令和4年5月 法案成立

令和5年11月 指定事業者の重要設備導入 時等の事前審査制度の施行

割販法における登録事業者

クレジットカード

イシュアー: クレジットカード 発行会社

登録包括信用 購入あつせん業者/ 登録少額包括信用 購入あっせん業者

約250社

アクワイアラー: 加盟店管理会社

クレジットカード 番号等取扱契約 締結業者

約270社

※他にPSP等があり

※重要インフラ事業者 約50社

個別クレジット

個別クレジット 業者

登録個別信用 購入あつせん業者

約150社

個人情報保護法改正

(令和4年4月1日施行)

令和4年4月1日施行 ガイドライン(通則編等) 信用分野ガイドライン

- ・漏えい等事案の報告義務
- ·外国第三者提供(越境移転) の規制強化 等

民法改正

(令和4年4月1日施行)

- ・成年年齢が18歳に引き下げ
- ・1月7日:関係閣僚会合
- ·教育/広報·啓発/関係業 界への働き掛け等の実施

特商法改正

令和3年7月6日施行 ・一方的な商品の送りつけへの対応

令和4年6月1日施行 ・ 通販の 詐欺的な 定期購入商法対 策/ケーリング・オフ通知の電子化

令和5年6月1日施行

・事業者が交付すべき契約書面等の 雷子化

経済安全保障一括推進法

クレジット加盟店数:約1400万店 グレジット決済金額:約81兆円 国内EC市場金額:約19兆円

(1) 成年年齢引下げへの対応(経産省での取組)

◆ 教育 ―若者を狙った悪質商法等に対抗するための能力の獲得―

- ▶ 全国の高校生向けの学習塾等においても、成年年齢引下げに向けて、各府省や業界団体が作成した 若年者向け教材・パンフレット等を配布するよう塾業界に対して要請。
- ▶ 日本クレジット協会において、クレジットの教材作成・学校への無料配布、中高への講師派遣を実施。

◆ 広報・啓発 ―若者の注意を喚起するための「プッシュ型広報」―

- ▶ 消費者庁「消費者相談ダイヤル」の取組※に参加し、経産省消費者相談室にて、若年者からの相談内容を集約し、各所管業界にフィードバック(4月1日以降)。
 - ※関係省庁の消費者相談窓口を一覧化して紹介するウェブサイトとして新設。
- ▶ クレジット等について、インフルエンサーを起用したウェブコンテンツを各週展開。
- ➤ 経産省で特設サイトを開設(1月7日付け)。
- ▶ METI Twitter等での啓発。

◆ 関係業界への働き掛け ―若者との取引の相手方となる事業者へのアプローチ―

- ▶ 各所管業界に対し、若年者との契約に当たっての適切な情報提供や配慮等事業者が留意すべき事項を通知。
- ➤ 若年者の利用が多いサービス業界の関係団体等と連携した周知・啓発キャンペーンを実施。
- ▶ クレジット事業者に対して、過剰与信防止の更なる自主的取組を要請。クレジットにおける過剰与信防止義務の遵守状況等を、日々の当局の監督・検査により確認。
- ▶ 日本クレジット協会にて、インターネット広告やパンフレット等でクレジット利用の注意点を啓発。

(参考) 成年年齢引下げへの対応(クレジット事業者への監督強化)

● 令和4年3月、経済産業省から日本クレジット協会を通じて、クレジット事業者に「成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰与信防止義務の遵守の徹底等について(協力依頼)」を発出。

【要請のポイント】

若年者への適切な情報提供・説明の実施

- ▶ 手数料や使いすぎ等想定される不利益に関する適切な注意 喚起を行う。
 - ※特に**リボ払い**は仕組みや注意点について**丁寧な情報提供が必要**。
- 宣伝・広告等はクレジットの利便性や特典を殊更強調せず、 不利益や注意点も示す。
 - ※若年者への配慮に欠けた広告宣伝・勧誘活動、若年者 に限定したリボ払いの広告宣伝・勧誘活動は控える。

若年者のトラブル防止に向けた取組

➤ 若年者がトラブルに巻き込まれやすい連鎖販売等の販売行 為におけるトラブル発生状況を把握・確認するとともに、 苦情・相談に丁寧に対応。

過剰与信防止義務等の遵守、自主的取組の継続

- 当面の間、若年者とクレジット契約を締結する際には、以下の点に留意。
 - ・ 若年者への**過剰与信防止のための自主的取組を継続**
 - 高額な商品・役務や若年者の利用が多い役務に係るクレジット契約締結時に丁寧な与信審査を実施
 - 18歳、19歳の若年者の延滞率(若年者延滞率)を 把握し、これが上昇しないよう与信審査・与信管理を 徹底
- 今和5年度から当面の間、「若年者延滞率」の報告を求める。

消費者教育・広報の実施

▶ 業界団体・事業者双方で消費者教育・広報を引き続き実施。

【監督・検査の強化】

▶ 令和4年度以降の立入検査・監督では、以下の点を重点的に確認。

包括信用購入あっせん業者	個別信用購入あっせん業者	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
✓ 若年者に対する与信審査・与信管理✓ 若年者への苦情対応の状況	✓ 若年者に対する与信審査・与信管理✓ 若年者への苦情対応の状況✓ 加盟店調査・加盟店指導等の措置の実施状況	✓ 加盟店調査・加盟店指導等の措置の実施状況

▶ 法令に基づく適切な業務遂行がなされていないことが判明した場合、必要な措置を講じる予定。

(参考) 成年年齢引下げへの対応(政府全体としての取組)

● 令和4年4月の民法改正の施行を直前に控え、政府一丸となって、若年者の消費者被害等を防止すべく、①教育、②広報・啓発、③関係業界への働き掛けを強化するため、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催(令和4年1月7日)。

若年者の消費者被害等を防止するための主な施策

これまでの取組(~2021年12月)

施行までの取組(2022年1月~2022年3月)

施行後の取組(2022年4月~)

◆ **教育** ―若者を狙った悪質商法等に対抗するための能力の獲得―

- 新学習指導要領の対象となっていない成年年齢 引下げ対象者全員(2020・2021年度入学生) が新学習指導要領に基づく充実した授業を受けられるよう、関係の指導内容を前倒しして指導
- 全国の大学の90%で、消費者問題に関する指導・啓発を実施
- 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業を、全国の高校の86%で実施(前年度67%)。
 同教材を活用した教員用研修動画の作成・周知。
- 法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」を全国の 高校2・3年生全員に配布(計350万部)
- 金融リテラシー教育を延べ25,000人以上に実施

- 高校等において新学習指導要領(2022年4月~)に基づき新しい科目 (公共)や内容を充実した家庭科において消費者被害の防止や救済に関する理解を深める教育などがなされるよう、学校現場への更なる周知徹底
- 大学に対して、新入生ガイダンスなどにおける周知を含め、特に2022年度 新たに成年となる学生に対する指導・啓発の徹底について改めて依頼し、あ わせて学内教職員等の消費者被害の防止に関する意識離成を図る
- 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業を全国の高校で100% 実施するよう、自治体への働き掛け、学校への出前講座等を実施
- 学校等の要請に応え、法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」を追加配布
- 新高校学習指導要領(2022年4月~)における金融教育の拡充を踏まえ、 成年年齢の引下げを含めた家庭科指導教材を作成し、教員による授業や 金融庁職員による出張授業で活用
- 成年年齢引下げに関するパンフレット等を全国の学習塾においても配布

- 新しい科目(公共)や内容を充実した家庭 科の新しい教科書により、一層教育が充実
- 大学において、特に新たに成年となる学生に対し、消費者被害の防止に向けた指導等を実施
- 実践的な消费者教育が実施されるよう取組を 継続。教員研修の更なる充実の促進
- 法教育リーブレット「18歳を迎える君へ」を全 国の高校2年生全員に配布(約130万部)
- 消費者教育フェスタを実施し、教員等への授業の実践方法の共有等を通じて消費者教育の推進を図る
- 成年年齢引下げに関するパンフレット等を全国 の学習塾においても配布

◆ 広報・啓発 ―若者の注意を喚起するための「プッシュ型広報」―

- 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道し るべ」を制作し、全国の高校・大学等に周知
- 動画「1分でわかる成年年齢」と解説資料を全国 の高校・大学等に周知
- 消費者ホットライン「188」のバナー広告を掲出 (Google等にバナーを1,000万回以上)
- イベント「TGC teen 2021 Winter」において 消費者教育に関する啓発ステージを実施 (約21万人視聴)
- ハンドブック「これってあり?~まんが知って役立つ 労働法Q&A~」を全国の高校・大学等に配布 (2020年度・2021年度に名1.2万か所)

- 人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーンを実施 ・テレビCM:全国39局・2週間放映(東京・大阪で延べ視聴率約800%)
- Web動画: YouTube・Instagram等、若年層・親世代向けに<u>約4,000万imp</u>
 交通広告: Twitterで募集した新成人の決意を載せた大規模広告を渋谷駅に掲出
 インフルエンサーによるキャンペーンの拡散(総フォロワー数100万人以上)
- 週刊少年マガジン (週刊発行部数約65万部): 4週にわたり、紙面に広告を掲載
 ポスター:全国の高校、大学、自治体等に3.1万部を配布
- 成年年齢引下げをテーマとするテレビ番組を放映予定 (日本テレビ)
- 動画「1分でわかる成年年齢引下げ」のインターネット広告を実施 (インターネット広告を活用し、YouTube・Instagram・Twitterで計300万imp)
- 消費者ホットライン「188」を若者に広く知ってもらうための参加型SNSキャンペーンを実施
- 「うんこドリル」のキャラクターを活用したウェブコンテンツを作成し、過剰借入・ヤミ金利用について注意喚起

- 大規模キャンペーンの認知度、理解度等を 検証
- 検証結果を踏まえ、リスクへの注意喚起を 重点とした更なる広報を展開
- ハンドブック「これってあり? ~ まんが知って 役立つ労働法Q&A~」を全国の高校・大 学等に配布(毎年度1.2万か所)
- 関係省庁において「消費者相談ダイヤル」を 用意するなど、若年者からの相談対応を強 化
- クレジットについて、インフルエンサーを起用し たウェブコンテンツを展開

◆ 関係業界への働き掛け ―若者との取引の相手方となる事業者へのアプローチ―

- ▶ 関係業界への自主的な取組を要請
 - 賃金業協会において、アンケートを通じて把握した個社の取組の好事例を機展開、また、特設ウェブサイトで啓発を実施。 日本クレジット協会のアンケート結果を踏まえ、若年者への配慮・情報提供や過剰与信防止への取組を要請。若年者向け特設ウェブサイトにて啓発を実施(約25万アクセス)。
- 「消費者教育全力」キャンペーンに基づき、約80の 団体に周知広報の取組を働き掛け
- 悪質事犯の未然防止等に向けた特定商取引法等の改正

- ◆ 全府省庁から、各所管業界に対し、若年者への適切な配慮を要請し、若年者との契約に当たっての留意事項を通知
- 若年者の利用が多いサービス業界の関係団体等(※)と連携した周知・啓発キャンペーンを実施
 - ※貸金業協会、<u>日本クレジット協会</u>、全国銀行協会、求人メディア事業者等
 - ※貸金業協会において、金融トラブル事例や貸金業協会の特設ウェブサイトを紹介するYouTube広告を実施(約10万アクセス)
 ※日本クレジット協会の若年者向け特設ウェブサイトで啓発を実施(インターネット広告を活用し、約20万アクセス)
- 貸金業協会における自主ガイドライン(収入の状況を示す書類の確認等)の策定等を行う。クレジット事業者に対しては過剰与信防止の更なる自主的な取組を要請。過剰借入・与信防止の観点から、当局の監督・検査により遵守状況をモニタリング。
- 若年届を標的とした悪質な貸付け、利殖勧誘等に係る事犯の取締り

(2)個人情報保護法改正への対応

- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増 大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法が改正(令和4年4月1日施行)。
- 特にクレジットカード番号は財産情報であり、1件でも漏えいしたら報告の対象。クレジットカード番号16桁を 不用意に送付等しないことが肝要だが、**施行以降、相当数の当該漏えい報告を受領**。
- 信用購入あっせん業は個人の信用情報を取り扱うことから、格別の措置が必要として、与信事業者の適切な取扱いの具体的指針である「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」についても改訂(令和4年4月1日施行)し、義務の具体例や望ましい対応を記載。

漏えい等の報告・本人に対する通知の義務化

以下の個人の権利利益を害するおそれが大きい漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行わなければならない。

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
- **②財産的被害が発生するおそれがある個人データの漏えい等 ⇒クレジットカード番号の漏えい等が該当**
- ③不正の目的をもって行われた漏えい等(不正アクセスなど)、④1,000人を超える個人データの漏えい等
- ⇒漏えい等発生時の報告対象、報告フロー等の社内ルールの改正、体制整備が必要。特にクレジットカード番号の漏えいに関しては、件数にかかわらず報告・通知の対象となることに留意が必要。

利用停止権の拡充

利用停止・消去等の個人の請求権について、法律に違反して取り扱われた場合に加え、「利用する必要がなくなった場合」「重大な漏えい等が発生した場合」「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」にも拡充。 ⇒個人情報の利用目的、利用期間、利用停止の申し立てがあった場合の対応の明確化が必要。

越境移転に係る情報提供の充実

外国にある第三者への個人データの提供に関し、本人への移転先事業者の個人情報の取扱いに関する情報提供、移転先 事業者への安全管理措置の実施等、措置が拡充された。

⇒自社の海外移転の実施の確認、同意取得や海外委託先の安全管理措置の監督の見直し、ルール策定、体制整備が必要。

<u> 18</u>

(参考) 個人情報保護法改正の概要

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- ・利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- ・保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が 指示できるようにする。個人データの授受に関する第三者提供記録につい て、本人が開示請求できるようにする。
- ・6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ・オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、 ①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人 データについても対象外とする。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ・漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(※)に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- (※)一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- ・違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- ・イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ・提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- ・委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- (※)命令違反:6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- →1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

虚偽報告等:30万円以下の罰金→50万円以下の罰金

- ・データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法 人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の 最高額を引き上げる(法人重科)。
- (※) 個人と同額の罰金 (50万円又は30万円以下の罰金) →1億円以下の罰金

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

・認定団体制度について、現行制度に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ・日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ・外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個 人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工 医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置(漏えい等報告、法定刑の引上げ等)を講ずる。

(3) サイバーセキュリティへの対応(重要インフラ:クレジットCEPTOARの取組)

- ・「サイバーセキュリティ基本法」に基づく「第3次行動計画(2014年5月)」で、「情報システムが障害に至った場合、 国民生活・社会経済活動に多大な影響を及ぼすおそれがある」として、クレジット分野は「重要インフラ」に指定。
- 「**重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」**において、割賦販売法上の指定信用情報機関であるCICが 重要インフラ事業者に追加された。
- ◆クレジットCEPTOAR ※ 情報セキュリティガイドラインにより、サイバー攻撃を想定した訓練等取組を実施。
- クレジットカード会社(39社)、決済代行業者(9社)、決済ネットワーク事業者(2社)、信用情報機関(1社)の合 計51社で構成(2023年7月現在)
- 活動目標:サイバー攻撃等により、クレジット決済サービスの遅延・停止やクレジットカード情報の大規模漏えいが発生しないこと。

重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画

- 1. 第4次行動計画における有効な取組は継続
- 2. サイバーセキュリティ基本法が公布・施行されたことを踏まえて対応
 - ✓ 題名を「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」へ
 - 「情報セキュリティ対策」から「サイバーセキュリティ」へ
 - ✓ 行動計画はサイバーセキュリティ基本法に基づき策定することを明示
 - ✓「サイバーセキュリティ」の定義を明確化
 - サイバーセキュリティ基本法第2条に規定する「サイバーセキュリティ」をいう 電磁的方式による情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの 安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること
 - ✓ 関係主体の責務を明確化
 - 「国」、「地方公共団体」、「重要インフラ事業者」、「サイバー関連事業者その他の事業者」

- 3. 障害対応体制の強化の在り方を抜本的に見直し
 - ✓ 現在の「経営層への働きかけ」から、組織統治にサイバーセキュリティを組み入れる方針を 具体的に記載 経営層、CISO、戦略マネジメント層、システム担当者を含めた組織全体での対応
- 4. 将来の環境変化を先取り
 - ✓ サプライチェーン等を含め包括的に対応

(4)経済安全保障への対応

- 経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済安全保障推進法が成立(令和4年5月11日)。
- クレジットカード業は基幹インフラとして、指定事業者は、サービスの安定的な提供の確保のため、 重要設備の導入・維持管理等の委託をする際は、国の事前審査が必要となる(令和5年11月 施行)。

1. 基本方針の策定等(第1章)

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければおらない。

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度 (第4章)

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調 査研究業務の委託 (シンクタンク) 等を措置。

国による支援

重要技術の研究開発等に対する 必要な情報提供・資金支援等

官民バートナーシップ(協議会)

・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
 ・構成員:関係行政機関の長、研究代表者/従事者等
 ・相互了解の下で共有される機故情報は構成員に守秘義務

調査研究業務の委託 (シンクタンク)

重要技術の調査研究を一定の能力を 有する者に委託、守秘義務を求める

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度(第2章)

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間 事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

 ・国民の生存に必要不可欠又は国民 生活・経済活動が依拠している物 資で、安定供給確保が特に必要な 物質を指定

事業者の計画認定・支援措置

 ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画 を作成し、所管大臣が認定
 ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等によ

・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等に る助成やツーステップローン等の支援

政府による取組

特別の対策を講ずる必要がある 場合に、所管大臣による備蓄 等の必要な措置

その他

所管大臣による事業者への 調査

5. 特許出願の非公開に関する制度(第5章)

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得ら れるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング (第一次審査)

特許庁は、特定の技術分野に属する発明 の特許出願を内閣府に送付

保全審査 (第二次審査) ①国家及び国民の安全を指なう事態を生

ずるおそれの程度 ②発明を非公開とした場合に産業の発達 に及ぼす影響 等を考慮

保全指定

指定の効果:出願の取 下げ禁止、実施の許可制 開示の禁止、情報の適正 管理等

外国出願制限

補償

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(第3章)

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止 するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

審査対象

- 対象事業:法律で対象事業の外縁(例:電気事業)を示した上で、政令で絞り込み
- 対象事業者:対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定

事前届出·審査

- ・重要設備の導入・維持管理等の委託に 関する計画書の事前届出
- ・事前審査期間:原則30日(場合により、 短縮・延長が可能)

勧告·命令

・審査の結果に基づき、妨害行為を防止する ため必要な措置(重要設備の導入・維持 管理等の内容の変更・中止等)を勧告・ 命令

施行期日

·①審查対象 公布後1年6月以内 ②審查·勧告·命令 公布後1年9月以内

(対象事業者の指定から6月間は経過措置として適用を開始しない)

(5)マネロン対策(FATFへの対応)

- ▼ネロン・テロ資金供与等のリスクへの対策として、FATFによる第4次対日相互審査が 実施され、日本は重点フォローアップ国に位置づけ(令和3年8月)。政府として、「マ ネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定。
- ▼ネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインの更新・策定、リスクベースでの検査・監督の強化を行ってきているところ。
- ◆FATF(Financial Action Task Force)の概要
- ・マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準(FATF勧告)の策定・履行を担う多国間の枠組み(1989年設立)。国際基準の履行を担保するため、相互審査を実施。
- ・37か国・2地域機関が加盟。FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。

行動計画に基づく取組状況(クレジットカード)

〇ガイドラインの更新/業界への要請

- ・「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正、公表(令和3年11月)。
- ・同ガイドラインで対応を求めている事項について、令和6年3月末までに対応を完了させ、体制整備を要請。

○リスクベースでの検査・監督

・「令和4年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画」(令和4年4月 1日)において、犯収法等に係る事項を重点分野とするなど、リスクベースの監督・検査を実施し ていくことを公表。

3. 今後の検討課題

背景①:EC取引・キャッシュレス決済の増加

● **コロナ禍で物販系分野のEC取引が増加**しているほか、**キャッシュレス決済比率も年々増加**し、クレジットカードの利用額も増加。2022年には、クレジットカードの市場規模は94兆円。

EC取引

■ EC取引の伸長に伴って、消費者のクレジットカード番号の入力 機会が増加

BtoC-EC市場規模の経年推移(単位:億円)



BtoC-ECの市場規模及び各分野の伸長率

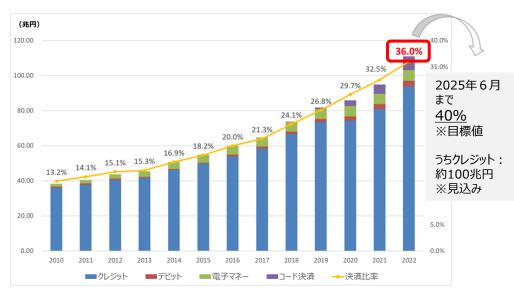
	2019年	2020年	伸長率
物販系分野	10兆515億円 (EC化率6.76%)	12兆2,333億円 (EC化率8.08%)	21.71%
サービス系分野	7兆1,672億円	4兆5,832億円	▲ 36.05%
デジタル系分野	2兆1,422億円	2兆4,614億円	14.90%
総計	19兆3,609億円	19兆2,779億円	▲ 0.43%

出典:令和2年度産業経済研究委託事業(電子商取引に関する市場調査)経済産業省

キャッシュレス決済

- キャッシュレス決済は引き続き増加傾向(うちクレジットカード 取引は約8割を占める)
- 政府は、キャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度、 将来的には世界最高水準の80%を目指す方針

キャッシュレス支払額及び決済比率の推移



出典:経済産業省HP

背景②:サイバー攻撃・フィッシング被害の増加

- サイバー攻撃の報告は近年増加してきており、全業種的にサイバーセキュリティインシデントへの脅威が高まっている。
- また、メールやSMS等を通じて、消費者の個人情報等(クレジットカード番号等を含む)をだまし取ることを狙ったフィッシングの報告件数も急増している。

JPCERT/CCへのインシデント報告件数

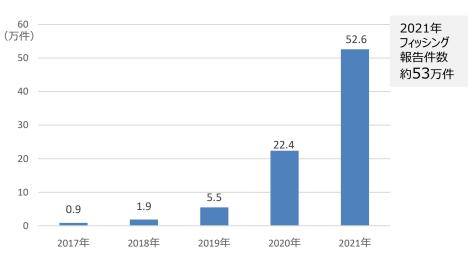


出典: JPCERT/CCインシデント報告対応レポート(2023年4月18日)

※ JPCERT/CCとは

インターネットを介して発生する侵入やサービス妨害等のコンピュータセキュリティインシデント(インシデント) について、 日本国内に関する報告の受け付け、対応の支援、発生状況の把握、手口の分析、再発防止のための対策の検討や助言などを、技術的な立場から行う。 特定の政府機関や企業からは独立した中立の組織として、日本における情報セキュリティ対策活動の向上に取組む。

フィッシング報告件数の推移



フィッシングとは:

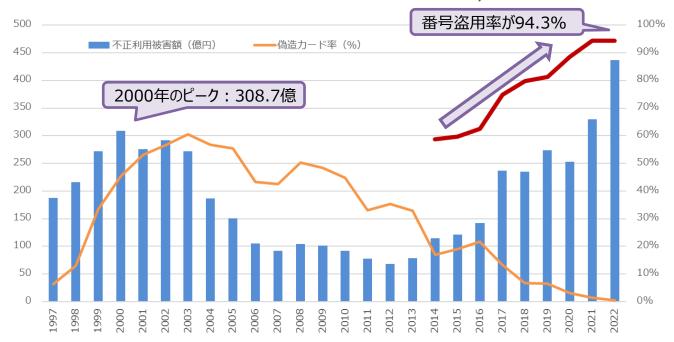
メールやSMSを通じて、個人情報等(クレジットカード番号等を含む)をだまし取ること

出典: JC3HP (フィッシングターゲットの変遷)

背景③:クレジットカードの不正利用被害額の増加

- クレジットカードの不正利用被害額(主要クレジットカード会社にて不正検知のモニタリングを通過した既遂額)は、2022年には約437億円に達し、過去最高。うち94%は、クレジットカード番号の盗用によるもの。偽造カードによる盗用は、クレジットカードIC化による本人認証により減少。
- 実行計画(平成28年)及び平成28年改正法施行(平成30年6月)以来、加盟店でのクレジットカード番号等の非保持化が進んできたことから、加盟店単位での漏えい規模は縮小。一方、漏えい事案の大半はセキュリティ対策が不十分なECサイトを運営する加盟店で起きている。

図 不正利用被害額の推移(1997年~2022)



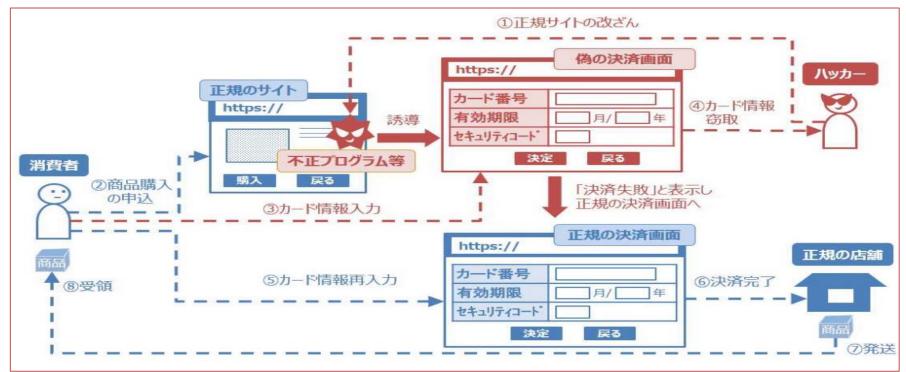
(資料)日本クレジット協会 「クレジットカード不正利用被害額の 発生状況」を基に作成

補足:ダークウェブでのクレジットカード番号等の取得による不正利用

※ 盗まれたクレジットカード情報は、ダークウェブ等において売買され、不正利用に使われることもある 事案例) クレジットカードの情報をダークウェブで入手し、高級腕時計を購入し売却したとして逮捕

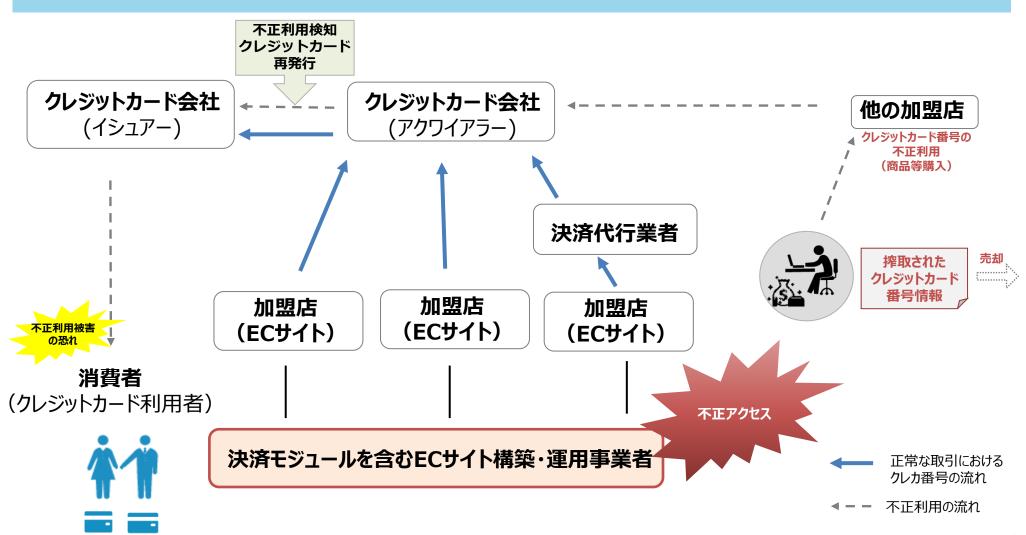
漏えい事案①:ECサイト加盟店

- 特にオープンソースにより構築され、自社(委託先含む)で適切なアップデートを行わないなど、十分なセキュリティ対策を講じていないECサイトの脆弱性を狙った不正アクセス等による漏えい事案が増加。クレジットカード番号等を保持していなくとも、ECサイト自体が改ざんされることで、不正ファイルの設置や偽の決済サイトへの誘導でクレジットカード番号等が流出。
- 当省でも加盟店に対する注意喚起を実施(令和元年12月)。IPAとも連携。
- しかしながら、ECサイトでのサイバー攻撃によるクレジットカード番号漏えい事案は増加(約2 割増(うちオープンソース関連は、約4割増加)。



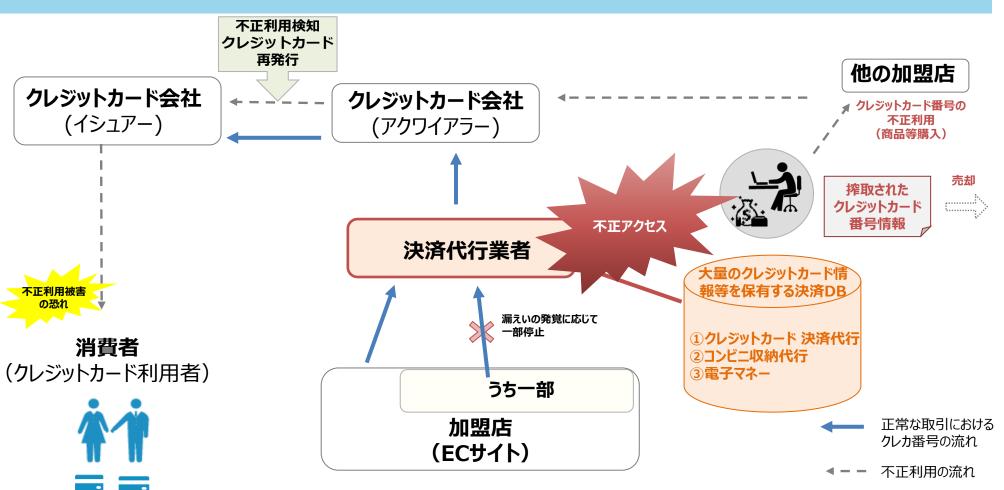
漏えい事案②:ECシステム提供者

● ECサイトでの漏えいは、決済モジュールを含むECサイトを構築・運用する事業者のサーバーへの不正アクセスを起因とするものも発生。この場合、一事案であっても、漏えいの規模が広くなる(関連するECサイトは約9事業者)。



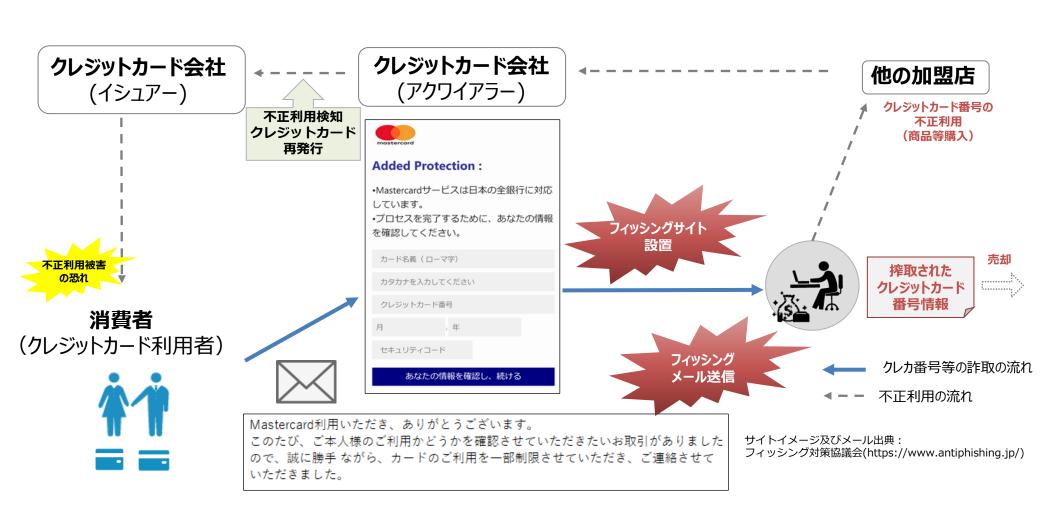
漏えい事案③:決済代行業者

・ クレジットカードの決済代行業者の大量の情報を保有するデータベース(約46万件のクレジットカード番号等を含むトークン方式クレジットカード決済情報データベース、約240万件のクレジットカード番号等が含まれる決済情報データベース)への外部からの不正アクセスにより、同社が運営する複数の決済サービスにおいて、決済情報の大規模な漏えいが発生。令和2年法改正後、初めての事案。



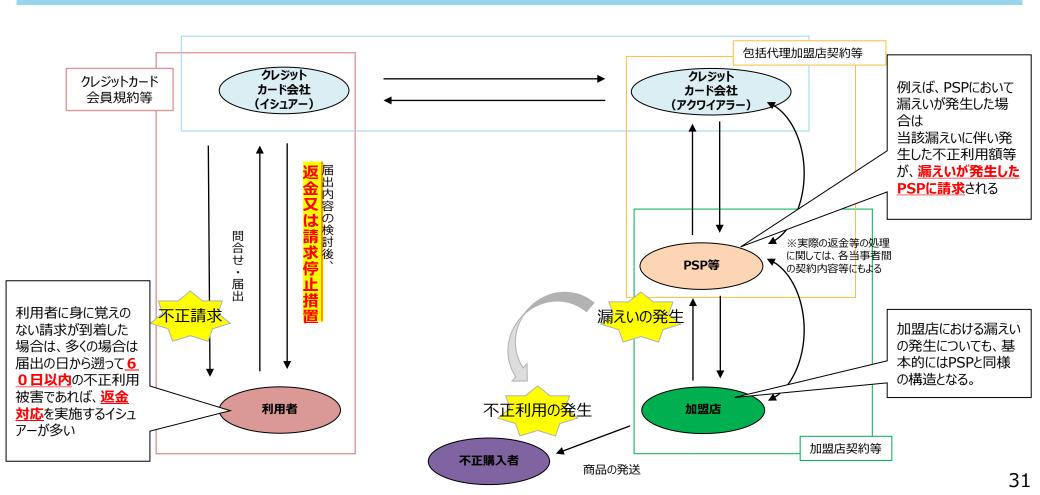
漏えい事案4:消費者(フィッシング被害)

● サイバー攻撃によるクレジットカード番号盗用以外にも、消費者自身が偽サイトにクレジットカード番号やID・パスワード等を入力するフィッシングによるクレジットカード番号等の漏えい事案も存在。



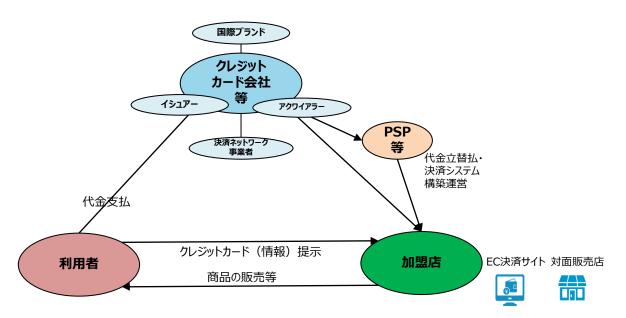
(参考)漏えい事案に伴う不正利用額の負担

- クレジットカードの不正利用が発生した場合の決済額の返金等処理として、 利用者に身に覚えのない請求がされた場合、多くの場合はその旨を**イシュアーに届け出ることによって、不正利用額の請求停止・返金・**クレジットカードの交換等対応等を受けることが出来る。
- 不正利用額をどの事業者が負担するかは、一義的には契約関係やセキュリティ対策の状況によって決まる。 クレジットカード番号の漏えいが発生し、不正利用がされた場合、その被害額はイシュアーから、漏えい発生元(例えばPSPや加盟店)に請求が行われるケースが多い。



基本認識: クレジットカード・エコシステムの多様なプレイヤーによる総合的 な対策の必要性

- 加盟店と利用者との決済サービスをクレジットカード会社が提供するという基本的関係をもとに 様々な事業者が参画。
- クレジットカードシステムのセキュリティは、
 - ① 当初は、クレジットカード会社によるPCI DSS準拠等の漏えい防止対策。
 - ② 一方、キャッシュレス決済の広まりに伴い、**利用者**や**加盟店**といったフロントでの対策も重要。
 - ③ 最近では、**決済代行業者(PSP)等**の、クレジットカード会社と加盟店の間にいる事業者が決済情報を集積している場合も多く、これらの事業者におけるさらなるセキュリティ対策強化が必要。



※ クレジットカード決済は、今や複数のプレイヤーで大量の 決済データ(個別取引のオーソリゼーション、立替払)を 仕分け・伝送するシステム産業。クレジットカード情報を伝送 する決済ネットワーク事業者による専用線での接続もあるもの の、各プレイヤーの持つインターネットとの接続箇所がサイ バー攻撃の侵入箇所となり得る。

セキュリティ管理の甘いプレイヤーから狙われることとなり、クレジット決済の安定的なサービス提供には、各プレイヤーのセキュリティ・迅速な顧客対応が欠かせない。

※ リアル店舗でのクレジットカード決済では、加盟店はセキュリティが担保された既製品端末を置くことで対応ができていたが、ECサイトでのクレジットカード決済は、加盟店自身が個々のECサイトのセキュリティ対策をしなければならない。

これまでの取組①:割賦販売法による対応

- 割賦販売法では、以下の改正により、クレジットカード番号等についてのセキュリティ対策を義務付け、適切な履行を確保するため、監督を実施してきたところ。
 - ・平成20年改正:クレジットカード会社に対するクレジットカード番号漏えい対策の義務化、クレジットカード番号不正取得の禁止
 - ・平成28年改正:加盟店への**クレジットカード番号漏えい防止・不正利用防止対策の義務化、**

アクワイアラー等への加盟店調査義務化

・令和 2 年改正: 決済代行業者、QRコード決済事業者・ECプラットフォーム事業者等について、

クレジットカード番号漏えい対策の義務主体に追加

1. **クレジットカード番号等の適切な管理**(法第35条の16)

- クレジットカード番号等取扱業者(イシュアー、加盟店等)は、クレジットカード番号等の漏えい防止の適切な管理のために必要な措置を 講じなければならない。
- クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等の取扱いを委託した者に対してクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な指導その他の措置を講じなければならない。

2. **クレジットカード番号等の不正な利用の防止**(法第35条の17)

加盟店は、クレジットカード番号等の不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3. 加盟店調査等の義務 (法第35条の17の8)

• クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、加盟店調査(悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の漏えい防止、不正利用の防止の措置状況)及び調査結果に基づいた必要な措置を義務付け。

4. **クレジットカード番号等の不正取得**(法第49条の2第2項)

• 不正な手段(人への欺罔、不正アクセス等)によるクレジットカード番号等の取得行為の禁止。罰則の対象。



クレジットカード情報の漏えい防止措置(クレジットカード番号等取扱業者)、不正利用防止措置(加盟店)、 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査及び措置等により、安全・安心なクレジットカード 利用環境の実現を図る。

これまでの取組②:令和2年改正による対応

● クレジットカード決済システム上では、クレジットカード会社から各機能が分岐し、クレジットカード番号等を 取り扱う事業者が既存のクレジットカード会社や加盟店以外にも拡大していることから、カード番号漏え い対策(PCI DSS準拠または同程度以上)の義務主体を拡大(令和2年法改正)。

クレジットカード番号等取扱事業者(※)	対象事業者	セキュリティ対策	違反に対する措置等
1号 ・・・ イシュアー 「クレジットカード等購入あっせん業者」(二月払含む)	・クレジットカード会社等	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査等
2号 ・・・加盟店 (旧法 3号) 「クレジットカード等購入あっせん関係販売業者」 「クレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者」	令和2年改正で追加	非保持 または、PCI DSS準拠	改善命令・罰金なし 報告徴収※・立入検査
3号 ・・・アクワイアラー (旧法 2 号) 「立替払取次業者」	・クレジットカード会社等	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査等
4号 ・・・決済代行業者 「立替払取次業者(3号)のために、加盟店に対して、 立替金の交付を行う事業者」	・決済代行業者 (ネット取引、対面取引双方) ・EC モール事業者	PCI DSS準拠 同等以上 ※対面は、非保持可	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査
5号 ・・・利用者向け決済サービス 「利用者から提供を受けたクレジットカード番号等を用いて、 次回以降、当該クレジットカード番号等を入力することなく、 商品購入等を行うことができるサービスを提供する事業者」	・QR コード決済事業者 ・スマートフォン決済事業者 ・ID 決済事業者等 その他名称の如何にかかわらず、クレジットカード情報 と紐づけた他の決済用番号で決済を行う事業者	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査
6号・・・利用者向け決済サービス委託先 「第5号の事業者が提供する決済サービスについてクレジットカード番号等の管理を受託する事業者」	・第5号事業者からクレジットカード情報の管理を受託している事業者	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査
7号 ・・・加盟店向け決済システム提供事業者 「後払い決済において、立替払取次業者にクレジットカード 番号等を提供する事業者」(2号に対し提供)	 決済代行業者(ネット取引、リアル取引双方) ECシステム提供会社 ASP/SaaS として EC事業者にサービス提供する事業者、EC事業者に購入プラットフォームを提供する事業者 	PCI DSS準拠 同等以上	改善命令・罰金 報告徴収・立入検査

クレジットカード・セキュリティガイドライン

- 割賦販売法に規定するセキュリティ対策の「実務上の指針」として位置づけられる「クレジットカード・セキュリティガイドライン」は、クレジット取引セキュリティ対策協議会において毎年度改定(令和5年3月15日 4.0 版改定)。漏えい対策を担うクレジットカード番号等取扱業者の定義を明確化するほか、ECサイトでの本人認証として、EMV 3-Dセキュアを推奨。
- 新たな取組として、新規の加盟店契約時にアクワイアラーやPSPが、契約主体によるクレジットカード・セキュリティガイドラインに定める対策の実施状況を確認するといった取組の実施を検討中。

1. クレジットカード情報保護対策分野

〇対加盟店

クレジットカード情報の「非保持化」

脆弱性対策、ウイルス対策、管理者権限の管理、デバイス管理等の漏えい防止対策の実施

○対クレジットカード会社、決済代行会社・ECシステム提供会社等 PCI DSS準拠

2. 不正利用対策分野

- 1) クレジットカード・決済端末のIC化
 - ⇒ 加盟店でのPIN(暗証番号)入力のスキップ機能の廃止(2025年3月までに実施)
- 2) EC取引におけるクレジットカード情報の不正利用対策
 - 〇対EC加盟店

不正利用リスクに応じたEMV3-Dセキュア等の本人認証、券面認証(セキュリティコード)、不正検知システム、 不正配送先データベースの照合等の不正利用対策の多面的・重層的な実施

〇対決済代行会社等

EMV 3-Dセキュア等の本人認証、券面認証(セキュリティコード、不正検知システム、不正配送先データベースの照合等の不正利用対策の EC加盟店への提供体制の構築及び導入の推進

○対クレジットカード会社(イシュアー)

EMV 3-Dセキュアの導入、固定パスワードからワンタイムパスワードへの移行、生体認証等のデバイス認証の導入、不正利用検知システムの精度向上・強化、クレジットカード利用時のクレジットカード会員へのメールやアプリ等による通知の実施

○クレジットカード会社(アクワイアラー)

EC加盟店への不正利用対策(EMV 3-Dセキュアを含む)の導入に関する指導、情報共有

3. 消費者及び事業者等への周知・啓発について

〇フィッシングの被害に遭わないための取組 等

今後の取組:セキュリティ対策についての更なる詳細な検討

令和4年度6月時点

● 今後「クレジットカードシステムのセキュリティ対策の更なる強化に向けた方向性」(資料 2 – 2) を踏まえて、技術的な観点も含めより詳細に議論していくことを検討。

趣旨:昨今のクレジットカード番号等の漏えい事案への対応も含め、安全・ 安心なクレジットカード決済を確保するため、具体的な対応の方策等 について、学識者、業界、実務家等で議論。

方向性(案)

- ・クレジットカード番号を安全に管理する(漏えい防止)
- ・クレジットカード番号を不正利用させない(不正利用防止)
- ・クレジットの安心・安全な利用に関する周知・犯罪の抑止



国の検討会 (今夏~今冬(年末目途))

- ・実施するべきセキュリティ対策の検討 例:決済代行のセキュリティ対策のあり方 本人認証の進め方
- ・具体の工程、プレーヤー
- ・監督の強化



小委員会での報告 (年明け~来春)

- 対策の提示
- ·GL改訂ほか

(参考) クレジットカードセキュリティ対策の経緯

割賦販売法の改正を契機に、これまでのセキュリティ対策は、

①偽造クレジットカードによる不正利用が急増していた平成20年法改正以前 ②インターネット取引の増加等に伴うクレジット カード番号等の不正利用に対応した平成20年法改正以後 ③加盟店にクレジットカードのIC対応・インターネット取引での不 正利用防止等を義務づけた平成28年法改正以後 ④決済代行業者等にクレジットカード番号等の適切管理義務の対象を 拡大した令和2年法改正以後 に大きく分けられ、時代に応じて対応を強化してきた。



H20改下割販法施行

①~2009年

背黒

偽造クレジットカードを主な不正利用の原因として クレジット不正利用額が増加し、2000年には300億円を突破

対策内容

偽造クレジットカード作成を禁止する「支払用カード電磁的記録に関する罪」の新設 (平成13年刑法改正)

IC決済を業界任意の取り組みとして対応

②2010年~2015年

背景

インターネット取引の増加等に伴うクレジットカー ド会社でのクレジットカード番号等の不正利用

対策内容

クレジットカード決済システムの信頼性確保として、 クレジットカード番号等の保護を措置(平成20 法改正)

ークレジットカード番号等の漏えい・不正入手をし た者を刑事罰の対象に

ークレジットカード会社(イシュアー、アクワイア ラー)は、クレジットカード番号等の適切管理の 対象に

③2016年~2020年

加盟店への不正アクセスによる漏えい事案の発生 クレジットカードのIC対応の国際的な潮流

H28改正割販法施行

対策内容

加盟店におけるクレジットカード番号等の適切管理・不正利用防止の 措置(平成28年法改正)

R2改正割販法施行

クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画 (2016年) において、100%のIC化を求める目標を明記し、義務化 (2018年)

④2021年~

背黒

決済代行業者における漏えい事案の発生

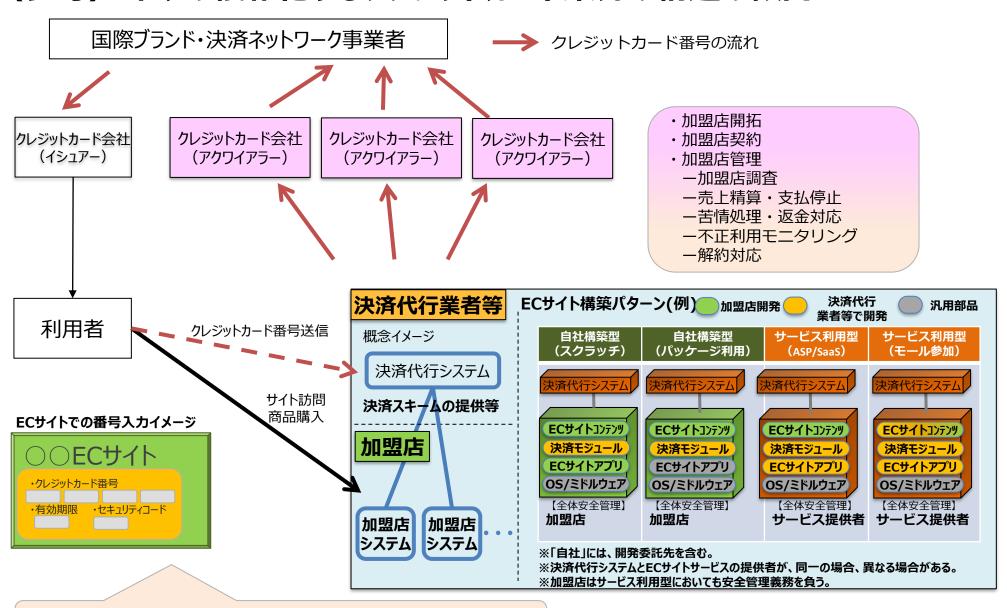
対策内容

クレジットカード番号等の適切管理の義務主体の拡充(令和2年法改 正)

- 決済代行業者やECシステム提供会社等も、クレジットカード番号等の 適切管理の対象(PCI-DSS準拠相当)に

37

(参考) 昨今の複雑化するクレジットカード業界の構造の傾向



画面の一部分が、リンクまたはサイトへのプログラムの組み込みにより、決済代行と繋がっており クレジットカード番号は決済代行システムに直接送信される